

児童扶養手当等の現況届をお忘れなく！

8月は、児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を受けている方が、引き続き手当を受けられるかどうかを確認するため、現況届等を出していただく時期です。

8月上旬に、福祉ごども課から必要書類を送付しますので、必ず期限内に提出してください。

児童扶養手当の支給開始から5年経過等に該当する方は、現況届と併せて一部支給停止適用除外届出書(緑色の様式)および関係書類を持参してください。なお、該当者へは送付済です。

提出書類

▽児童扶養手当

①現況届

②児童扶養手当証書

③養育費に関する申告書など

▽愛知県遺児手当

所得状況届など

※平成31年1月2日以降、大口町へ転入された方は、平成31年1月1日現在お住まいの住所にて、「平成31年度(30年分)課税証明書」を取得の上、提出してください。

各手当支給対象者と手当額 ※所得制限があります

	支給対象者・手当
児童扶養手当	<p>父母が離婚または死亡・重度の障がいなどの状態にある18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を養育している方 ※公的年金を受けられる方も対象になる場合がありますのでご相談ください。</p> <p>全額支給 月額4万2,910円 一部支給 月額10,120円から月額4万2,900円 加算額 第2子 月額最大10,140円 第3子 月額最大6,080円</p>
愛知県遺児手当	<p>父母が離婚または死亡・重度の障がいなどの状態にある18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童を養育している方 1～3年目 児童1人につき月額4,350円 4～5年目 児童1人につき月額2,175円 ※5年経過後は支給されません。 ※公的年金を受けられる場合は対象外です。</p>
大口町児童扶養手当	<p>父母が離婚または死亡・重度の障がいなどの状態にある18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童を養育している方 児童1人につき 月額3,000円</p>
特別児童扶養手当	<p>身体・知的発達または精神に障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方</p> <p>手当区分1級該当児童 月額5万2,200円 手当区分2級該当児童 月額3万4,770円</p>

- ▽大口町児童扶養手当
現況届など
- ▽特別児童扶養手当
①所得状況届
- ②特別児童扶養手当証書

提出期間
 ▽児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当
 8月1日(木)から30日(金)
 ▽特別児童扶養手当
 8月13日(火)から9月11日(水)
 問合せおよび提出先
 ほほえみプラザ1階
 福祉ごども課 ☎94-1-2222

特別障害者手当等現況届・愛知県在宅重度障害者手当所得状況届の提出

受給者の方は、毎年1回現況届・所得状況届の提出が必要になります。提出がない場合、8月以降の手当が受けられなくなりますので、期間内に必ず提出してください。必要書類は郵送します。

提出書類

▽特別障害者手当・障害児福祉手当

①現況届 ②年金振込通知書(ハガキ) ③平成30年中の年金の金額が確認できる通帳

▽愛知県在宅重度障害者手当

所得状況届

※平成31年1月2日以降、大口町へ転入された方は、平成31年1月1日現在お住まいの住所にて、「平成31年度(30年分)課税証明書」を取得の上、提出してください。

提出期間

▽特別障害者手当・障害児福祉手当

8月13日(火)から9月11日(水)

▽愛知県在宅重度障害者手当

8月1日(木)から30日(金)

※各手当とも所得制限があります。

問合せおよび提出先

ほほえみプラザ1階
 福祉ごども課 ☎94-1-2222